

令和8年9月17日  
ハラスメント防止対策委員会決定

## 第1 目的

求職者等による求職活動等において行われる役職員による求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントにより、当該求職者等の求職活動等が阻害されることのないよう雇用管理上講ずべき措置等について、独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）が適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 定義

この指針において、次に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。

### 1 役職員

役員及び職員（非常勤を含む。）並びに機構において就労する派遣労働者及び委託業務従事者をいう。

### 2 求職者等

求職者の他、機構の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者をいう。

### 3 求職活動等

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指す。  
なお、SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含まれる。  
また、役職員が通常就業している場所で行われるものに限らない。

### 4 求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメント

求職活動等において行われる求職者等の意に反する性的な言動により求職者等の求職活動等が阻害され、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該求職者等が求職活動等を行う上で看過できない程度の支障が生じることをいう。

## 第3 基本方針

- 1 機構は、求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントを一切許容しない。
- 2 機構は、求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントに係る性的な言動を行った役職員に対し、各就業規則に基づき懲戒や訓告等の厳正な対処をする。
- 3 機構は、本指針を役職員へ周知を図るとともに掲示等その他の方法により求職者等へ周知する。

## 第4 採用に資する活動を実施する際の遵守事項

役職員は、面談・面接、説明会、OB・OG訪問、インターンシップ等の採用に資する活動を実施する際は、以下の項目を遵守すること。

- （1）機構の所有する施設内又は機構が指定した場所で実施すること。
- （2）原則複数人で実施すること。やむを得ず、求職者等と1対1となる場合は、必ず第三者の目が届くオープンスペース等の環境で実施すること。
- （3）求職者等との連絡を実施する際は、原則機構のEmailを使用することとし、個

人の連絡手段は使用しないこと。

#### 第5 相談窓口

- 1 求職者等からの相談に対応するため、総務課長及び人事課を相談窓口とする。
- 2 相談窓口の担当者に対し、相談を受けた場合の対応についての研修を受講させる。

#### 第6 事後の迅速かつ適切な対応

- 1 機構は、求職者等から相談があった場合、事実関係を迅速かつ正確に確認する。
- 2 1により、求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントが生じた事実が確認出来た場合、顧問弁護士等と連携し、速やかに被害のあった求職者等に対する配慮のための措置を行う。
- 3 1により、求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントが生じた事実が確認出来た場合、行為者である役職員に対しては基本方針に基づき厳正に対処するほか、顧問弁護士等と連携し、被害のあった求職者等に対し適切な措置を行う。
- 4 1により、求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントが生じた事実が確認出来た場合、改めて本指針を役職員に対し、周知を図る。なお、事実が確認できなかった場合も周知を図ること。

#### 第7 守秘義務及び配慮すべき事項

- 1 役職員は、求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントの事案に関して職務上知り得た事項を、他に漏らしてはならない。
- 2 求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントの事案の関係者は、調査に協力する過程で知り得た内容を他に漏らしてプライバシーを侵害することのないよう配慮しなければならない。
- 3 求職者等の意向を尊重し、解決策の押し付けをしてはならない。

#### 第8 不利益取扱いの禁止

役職員は、求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントに対する相談、当該事案に関する調査への協力及び防止に関し、正当な対応をした者に対し、このことをもって不利益な取扱いをしてはならない。